

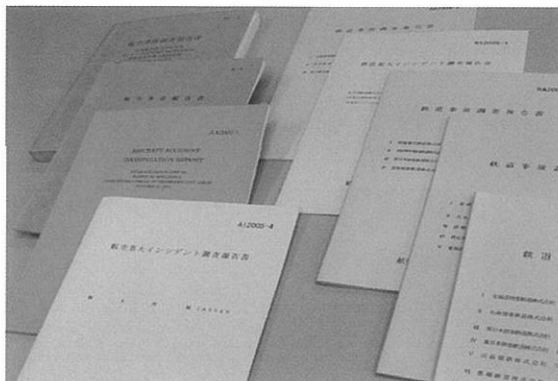
## Step 5 委員会審議

認定した事実と試験研究、さらにこれらから得られた解析結果について、委員会において詳細に審議され、事故等の原因及び事故に伴い生じた被害の原因の究明を行います。



## Step 6 報告書作成・公表

調査を終えた事故等については、事故等調査報告書を作成します。この報告書は国土交通大臣に提出され、一般に公表されます。この報告書には、事故調査の経過、認定した事実、事実を認定した理由及び原因が記載されています。



国土交通大臣提出後、公表しています。ホームページでもご覧になれます。

<http://www.mlit.go.jp/araic/>